

入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「四谷駅前地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画推進等業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

1 入札公告の掲示日

平成29年 5 月 1 日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 田中 伸和
東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

3 業務概要

(1) 業務名

四谷駅前地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画推進等業務

(2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。

平成 28 年 9 月から着工した四谷駅前地区第一種市街地再開事業に係る施設建築物について、工事の順調な進捗と事業完了に向けて、都市再開発法に定める手続きの他、全体スケジュールの管理、権利者との協議、収支計画の管理を行なう必要がある。

本業務はこれら必要となる作業のうち、資金計画及び補助金関連業務、オプション工事等に係る調整及び資料作成、変更工事に係る関係部署との協議、床原価の作成、清算、スケジュールの作成等についての業務の実施により、円滑な事業推進を図ることを目的とする。

- ① 設計・工事に係る調整
- ② 資金計画の検討資料作成
- ③ 補助金関連資料作成
- ④ 特定事業参加者との協議に係る調整資料作成
- ⑤ 建物引渡しに係る資料の作成
- ⑥ 市街地再開事業に係る清算に関する資料作成
- ⑦ 床ごとの償却資産内訳書の作成
- ⑧ 事業計画・権利変換計画に関連する事項の整理
- ⑨ その他関連資料の作成

なお、本件業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

【評価テーマ】

- ① 一般権利者、民間事業者、教育機関及び公的機関が権利者となる市街地再開発事業での工事・設計に関する調整にあたって留意すべき点について
- ② 一般権利者、民間事業者、教育機関及び公的機関が権利者となる市街地再開発事業での建築基準法に基づく完了検査の時期から清算にあたって留意すべき点について

※両テーマとも、当機構が施行者であることを前提とし、その他の市街地再開発事業とは別に留意すべき観点等があると考えられる場合は、その点について明らかにしながら記述すること。

(3) 業務の詳細な説明

別添－1「四谷駅前地区事業計画推進等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

ただし、仕様書のうち別紙2－1、2－2に関しては、別記様式－7「秘密保持に関する確認書」の提出を条件に交付するものとする。（別記様式－7の提出先及び仕様書別紙2－1、2－2の交付場所は、下記6（1）の場所とする。）

(4) 成果品

仕様書のとおり。

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成32年9月30日まで

(6) 履行場所

東京都新宿区四谷1－50他

4 競争参加資格

(1) 次の①から⑤に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者ではないこと。
- ② 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者ではないこと。
- ③ 当機構東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- ④ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札

心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)

(2) 平成19年度以降に受注し、完了した、以下の業務の実績（下請けによる業務の実績を含む。）を有すること。

・従前の権利者（借家権者を含む）20名以上の第一種市街地再開発事業施行地区における事業計画推進等業務※

※事業計画推進等業務とは事業推進における諸手続きや調整等を行っている業務を指す。

(3) 次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

① 下記のいずれかの資格等を有する者であること。

- ・一級建築士の資格を有し、建築士法の登録を行っている者
- ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・再開発プランナーの資格を有し、登録証の交付を受けている者
- ・都市再生事業等の従事者として25年以上の技術的実務経験を有する者

※「都市再生事業等の従事者」とは、都市再生事業等（市街地の整備改善を行う事業）の事業者としての国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む。）または民間企業の職員・社員のことをいう。

② 平成19年度以降に、上記(2)に掲げる業務の経験を有する者であること。

③ 申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。

(4) (3)の予定管理技術者が一級建築士の資格を有せず、建築士法の登録を行っていない場合は、その資格等を有し建築士法による登録を行っており、かつ上記(2)に掲げる業務の経験を有する者を別途配置すること。

(5) 上記(1)から(4)に定めるものの他、揭示文及び入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

5 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

② 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・企業の経験及び能力
- ・予定管理技術者の経験及び能力

- ・実施方針
- ・評価テーマに関する技術提案

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点		評価 ウエイト
		判断基準	
基本事項評価	申請者（企業）の経験及び能力	<p>業務実績</p> <p>（様式－２） 平成 19 年度以降に受注し完了した業務を下記の順位で評価する。</p> <p>① A 業務の実績が 2 件ある</p> <p>② A 業務の実績が 1 件又は B 業務の実績が 2 件ある。</p> <p>③ B 業務の実績が 1 件ある。</p> <p>・ A 業務：従前の権利者（借家権者を含む）40 名以上の第一種市街地再開発事業施行地区における事業計画推進等業務</p> <p>・ B 業務：従前の権利者（借家権者を含む）20 名以上の第一種市街地再開発事業施行地区における事業計画推進等業務</p> <p>なお、A 業務又は B 業務の実績が無い場合は欠格とする。記載する業務は 2 件までとし、1 件につき 1 枚以内に記載する。</p> <p>ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定結果が 60 点未満の業務があった場合は①、②に該当する実績があったとしても評価は③の 0 点を上限とする。</p>	<p>① 10</p> <p>② 5</p> <p>③ 0</p>
	予定管理技術者の経験及び能力	<p>業務実績</p> <p>（様式－４） 平成 19 年度以降に経験した A 業務又は B 業務の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① A 業務又は B 業務の実績において、再開発施設の延床面積が 50,000 m²以上の施設の実績が 1 件以上あり、30,000 m²以上の施設の実績が 1 件以上ある。</p> <p>② A 業務又は B 業務の実績において、再開発施設の延床面積が 30,000 m²以上の施設の実績が 2 件以上ある。</p> <p>③ A 業務又は B 業務の実績において、再開発施設の延床面積が 30,000 m²以上の施設の実績が 1 件以下である。</p> <p>記載する業務は 2 件までとし、1 件につき 1 枚以内に記載する。</p> <p>ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定結果が 60 点未満の業務があった場合は①、②に該当する実績があったとしても評価は③の 0 点を上限とする。</p>	<p>① 10</p> <p>② 5</p> <p>③ 0</p>

技術提案書	実施方針	業務理解度	(様式-5) 業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関する確に把握されている場合に優位に評価する。	10
		実施体制	(様式-5) 及び (様式-5-2) 配置技術者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行するうえでの確な体制が確保されている場合に優位に評価する。	10
	評価テーマ	(様式-6) 技術提案について、的確性(与条件との整合性がとれているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等) 及び実現手法を考慮して総合的に評価する。 評価テーマ：上記3(2)業務内容参照	20	
				60

(4) 積算基準

本件業務に係る積算基準については、別添-2のとおり。

6 担当支社等

(1) 申請書及び資料について

〒160-0003

東京都新宿区本塩町9番地 光丘四谷ビル7階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

事業推進部 四谷駅前再開発事務所

電話03-5269-0341 (担当：西口、田村)

(2) 平成29・30年度の競争参加資格について

〒163-1313

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 総務部 経理課

電話03-5323-0469

7 競争参加資格の確認

- (1) 本件競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、東日本都市再生本部長(以下「本部長」という。)から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(1)③の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出

することができる。この場合において、上記4(1)①、②、④、⑤、及び(2)から(5)までに掲げる事項を満たしているときは、申請書等提出時に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を併せて提出することを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(1)③に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 平成29年5月1日（月）から平成29年5月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）
- ② 提出場所： 上記6(1)に同じ
- ③ 提出方法： あらかじめ提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、様式-1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記②及び③のA業務又はB業務（上記5(3)のA業務又はB業務をいう、以下同じ。）の実績については、平成19年度以降に、業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 登録状況

当機構東日本地区における平成29・30年度建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていることが確認できる資料を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出期限の日に認定を受けていない場合については、開札の時までに認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

② 企業の経験及び能力

平成19年度以降に受注し、完了した、A業務又はB業務の実績について様式-2に記載すること。

③ 予定管理技術者の経験及び能力

予定管理技術者の資格及び平成19年度以降のA業務又はB業務の実績について、様式-3及び様式-4に記載すること。

④ 実施方針

業務の理解度及び実施体制について、様式-5に記載すること。また、実施体制に係る技術者の資格、経験等について様式-5-2に記載すること。

⑤ 評価テーマに関する技術提案

評価テーマに関する技術提案について、様式-6に記載すること。記載にあたっては、1テーマにつきA4判1枚とする。

⑥ 契約書（仕様書を含む）の写し

上記②及び③のA業務又はB業務の実績として記載した業務に係る契約

書（仕様書を含む）の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務がA業務又はB業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年6月2日（金）に通知（発送）する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ③ 本部長は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

8 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 平成29年6月9日（金）午後5時
- ② 提出場所： 上記6（2）に同じ
- ③ 提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 本部長は、説明を求められたときは、平成29年6月16日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4) 本部長は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出期限： 平成29年6月14日（水） 午後5時
- ② 提出場所： 上記6（1）に同じ
- ③ 提出方法： 提出場所への持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間：平成29年6月19日（月）から平成29年6月23日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）
- ② 閲覧場所：上記6（1）に同じ

10 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時：平成29年6月26日（月） 午前10時（予定）

場所：〒163-1382

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部入札室
（連絡先）

東日本賃貸住宅本部 総務部首都圏入札課
電話03-5323-4782

提出方法：同日同時刻内の持参又は前日まで必着での書留郵便による郵送とする。
電送によるものは受け付けない。
郵送による場合、前日までに到着しないものは無効とする。

11 入札方法等

- （1）入札書は、入札書の提出期限までに持参又は前日まで必着での書留郵便による郵送とする。
- （2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （3）落札者がいないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。
- （4）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- （5）本件業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

12 入札保証金及び契約保証金 免除

13 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

なお、入札参加者が第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度の入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

(1) 上記5(2)による。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が次に定める算定方法により得た額（「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を実施するものとする。

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times 7 / 10$$

低入札価格調査の内容については以下のとおり

- ・その価格により入札した理由（必要に応じ入札価格の内訳書を徴する。）
- ・配置予定の技術者等その他当該契約の履行体制
- ・同種・類似業務の手持ち業務の状況
- ・過去に受注、履行した同種・類似業務の名称及び発注者
- ・経営内容
- ・その他必要な事項

16 手続における交渉の有無 無

17 契約書作成の要否

業務請負契約書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等（改正）を参照）により、契約書を作成するものとする。

18 支払い条件

支払いは、前金払30%以内、部分払い2回以内及び完成払とする。（予定）

19 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

20 その他

(1) 入札参加者は、入札心得書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→入札（見積）関連様

式についてを参照)及び上記17の契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。

- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、申請書及び資料に記載した予定管理技術者を当該業務に配置すること。また、申請書及び資料に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、退職、病休及び死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて発注者の了解を得なければならない。
- (4) 管理技術者は現場代理人を兼任することができるものとする。
- (5) 本件業務は、業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (6) 受注者が、申請書及び資料(実施方針、技術提案等)に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。
- (7) 落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等(改正)を参照)を上記17の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (8) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (9) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

(様式－ 1)

(用紙A 4)

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成29年5月1日付で公告のありました「四谷駅前地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画推進等業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)①に定める登録状況を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)②に定める企業の経験及び能力を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)③に定める予定管理技術者の経験及び能力を記載した書面
- 4 入札説明書7(3)④に定める実施方針を記載した書面
- 5 入札説明書7(3)⑤に定める評価テーマに関する技術提案を記載した書面
- 6 入札説明書7(3)⑥に定める契約書（仕様書を含む）の写し

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

(様式-2)

・企業の平成19年度以降に受注し、完了した業務実績

会社名) ○○○○

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1：記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が該当すると判断できる根拠資料も併せて提出すること。

(様式-3)

・ 予定管理技術者の経歴等

①氏名			
②所属・役職		(入社年月日： 年 月 日)	
③-1 保有資格			
・ 一級建築士 (登録番号： 取得年月日：)			
・ 再開発プランナー (登録番号： 取得年月日：)			
・ 技術士 (建設部門) (登録番号： 取得年月日：)			
③-2 技術的実務経験を 25 年以上有する場合			
・ 別途履歴書を添付のこと			
④ 職務経歴 (平成 19 年度以降、最大 2 件)			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
事業者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
事業者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間

注 1：業務分類は、記載不要とする。

・実施方針

業務の実施方針（業務理解度）

実施体制図

注１：実施体制図には、予定管理技術者、予定業務責任者及び予定担当技術者の想定される業務経験等（例：調査・検討業務に係る業務経験、業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは１０ポイント以上とする。

注２：記載にあたっては、Ａ４判１枚に記載すること。なお、２枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

(様式－５－２)

・ 予定担当技術者の資格、業務経験等

No	保有資格	業務経験等

注 1：様式－５に記載する実施体制図の補足資料として、作成すること。

・評価テーマに関する技術提案

① 一般権利者、民間事業者、教育機関及び公的機関が権利者となる市街地再開発事業での工事・設計に関する調整にあたって留意すべき点について

注1：評価テーマに対する業務の実施に係る提案として、その取組み方法を具体的に記載すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

注2：記載にあたっては、A4判1枚に記載すること。なお、2枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

・評価テーマに関する技術提案

② 一般権利者、民間事業者、教育機関及び公的機関が権利者となる市街地再開発事業での建築基準法に基づく完了検査の時期から清算にあたって留意すべき点について

注1：評価テーマに対する業務の実施に係る提案として、その取組み方法を具体的に記載すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

注2：記載にあたっては、A4判1枚に記載すること。なお、2枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

(住所)

(会社名)

(代表者名)

実印

秘密保持に関する誓約書

当社は、「四谷駅前地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画推進等業務」への参加検討（以下「本件検討」といいます。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことに同意する。

第1条（秘密情報の定義及び目的外利用の禁止）

本確認書における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構より開示されるすべての情報をいう。

2 当社は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理するものとする。

3 当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に使用しない。また、本確認書の存在及び内容並びに本件検討に関して検討を行っている事実についても秘密情報として扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとする。

第2条（秘密情報の開示）

当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとする。ただし、次に該当する場合にはこの限りではない。

イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により秘密情報の開示を請求された場合

ロ 本件検討のために必要な自社の取締役、監査役、執行役員、従業員、ならびに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本確認書と同等の秘密保持義務を課した上で、本件検討に必要最小限度の範囲内（内部管理目的の開示はこれに含まれるものとする。）で秘密情報を開示する場合

第3条（秘密情報の例外）

次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとする。

イ 貴機構より開示された時点で、既に公知の情報

ロ 貴機構より開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

ハ 貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

ニ 貴機構による開示または提供された時点において、既に当社が保有している情報

ホ 貴機構による開示または提供によらず、当社が独自に取得した情報

第4条（秘密情報の返還等）

当社は、本件検討が終了した場合又は本件検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、秘密情報及びその複製物を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとする。

第5条（損害賠償）

当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとする。

第6条（管轄裁判所）

当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

以上

(御担当者様のご連絡先) ※質問の回答をさせて頂く為もれなくご記入ください。

御部署

御氏名

t e l) - - f a x) - -

※ 本書類の提出に当たっては印鑑登録証明書又は資格証明書を併せてご提出ください。